

控除の種類	主な適用要件	控除額		
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下	合計所得金額に応じて、16万～95万円 (2024年分までは16万～48万円)		
配偶者控除	控除対象となる配偶者の合計所得金額が58万円以下 給与収入なら123万円以下 本人の所得が1,000万円以下 青色、白色事業専従者でないこと	本人の所得や配偶者の年齢に応じて13万～48万円 納税者本人の合計所得金額	一般の配偶者 900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下	老人控除対象配偶者（70歳以上） 48万円 32万円 16万円
配偶者特別控除	控除対象となる配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下 給与収入なら123万円超201.6万円以下 本人の所得が1,000万円以下 青色、白色事業専従者でないこと	本人と配偶者の所得に応じて1万～38万円		
扶養控除	所得税法上の控除対象扶養親族がいる場合 (16歳未満の人は控除対象扶養親族とはなりません)	扶養親族の年齢、同居の有無によって38万～63万円		
特定親族特別控除	所得税法上の19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族の合計所得 金額が、58万円超123万円以下 (給与所得のみで123万円超188万円以下)	所得に応じて最高63万円		
医療費控除	1年間に支払った医療費が一定額を超えた場合、 医療費控除かセルフメディケーション税制のいずれかを適用	<医療費控除の場合> 所得200万円以上 支払った医療費－保険金など－10万円 所得200万円未満 支払った医療費－保険金など－総所得の5% 最大200万円まで セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の場合 対象医薬品の購入費－1万2,000円 最大8万8,000円まで		

寄附金控除	国や地方公共団体などに対して特定寄附金を支出した場合	以下のうち低い方の金額-2,000円																														
		特定寄附金の合計額																														
		その年の総所得金額等の40%相当額																														
社会保険料控除	自己や生計を一にする家族、親族の社会保険料を支払った場合	その年に支払った全額																														
生命保険料控除	民間の保険会社などに生命保険料、介護医療保険料、年金保険料を支払った場合	<table> <thead> <tr> <th></th><th>旧制度</th><th>新制度</th><th></th><th></th></tr> <tr> <th></th><th>所得税</th><th>住民税</th><th>所得税</th><th>住民税</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般生命保険料控除</td><td>50,000円</td><td>35,000円</td><td>40,000円</td><td>28,000円</td></tr> <tr> <td>介護医療保険料控除</td><td>-</td><td>-</td><td>40,000円</td><td>28,000円</td></tr> <tr> <td>個人年金保険料控除</td><td>50,000円</td><td>35,000円</td><td>40,000円</td><td>28,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>100,000円</td><td>70,000円</td><td>120,000円</td><td>70,000円</td></tr> </tbody> </table>		旧制度	新制度				所得税	住民税	所得税	住民税	一般生命保険料控除	50,000円	35,000円	40,000円	28,000円	介護医療保険料控除	-	-	40,000円	28,000円	個人年金保険料控除	50,000円	35,000円	40,000円	28,000円		100,000円	70,000円	120,000円	70,000円
	旧制度	新制度																														
	所得税	住民税	所得税	住民税																												
一般生命保険料控除	50,000円	35,000円	40,000円	28,000円																												
介護医療保険料控除	-	-	40,000円	28,000円																												
個人年金保険料控除	50,000円	35,000円	40,000円	28,000円																												
	100,000円	70,000円	120,000円	70,000円																												
地震保険料控除	民間の保険会社などに地震保険料を支払った場合	<p>一定の方法で計算した金額 (最大5万円まで)</p>																														
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合（小規模企業共済掛金やiDeCoなど）	掛金の全額(加入者本人のみ)																														
ひとり親控除	配偶者がおらず、生計を一にする子供がいて、所定の要件に該当する場合	35万円																														
寡婦控除	夫と離婚、死別した後婚姻していないなど、納税者本人が寡婦で、ひとり親に該当しない場合	27万円																														
勤労学生控除	納税者自身が控除対象となる勤労学生の場合	27万円																														
障害者控除	本人や生計を一にする配偶者または扶養親族が、所得税法上の障害者に当てはまる場合	対象の状況や障害の重さ、同居の有無に応じて、27万円、40万円、75万円																														
雑損控除	災害や盗難、横領によって、対象の資産に損害を受けた場合	以下のうち多い方の金額																														
		(損失金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額) - 総所得金額など×10%																														
		(災害関連支出の金額-保険金等の額) - 5万円																														